

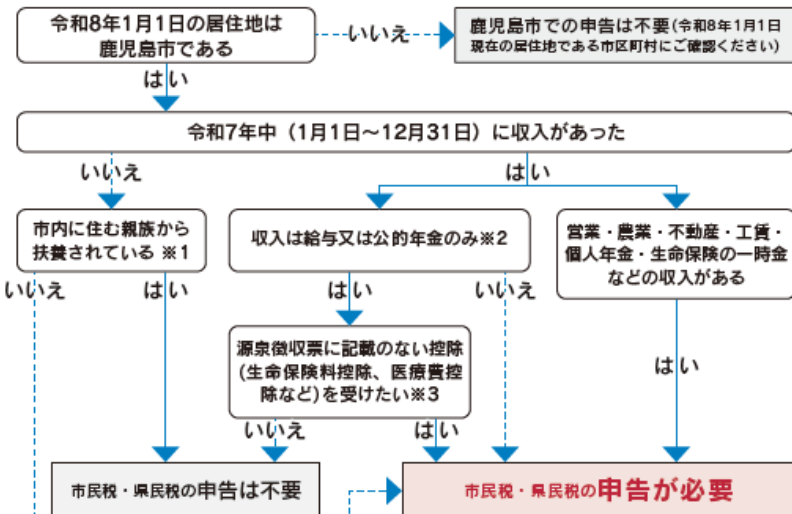
令和8年度 市民税・県民税 申告の手引き



本市の税務行政につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
市民税・県民税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただく大切な税金です。この「申告の手引き」をご覧のうえ、「市民税・県民税申告書」に必要事項を記入して、ご提出ください。

市民税・県民税の申告が必要か確認

税務署に所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告は不要です！



- ※1 鹿児島市内に住む親族の確定申告書、市民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税金上の扶養となっている方に限ります。(ただし、一部福祉サービスを受ける場合などに申告が必要となる場合があります。)
- ※2 給与について勤務先から鹿児島市に給与支払報告書が提出されていない場合や、年金受給者で遺族年金、障害年金のみを受給されている方は、申告が必要です。
- ※3 給与の源泉徴収票に生命保険料控除や扶養控除の情報等が記載されている場合でも、年末調整を受けていないときは、申告が必要です。なお、公的年金(遺族年金、障害年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)で支給合計額が年額151万5千円以下の方は、申告は不要です。

市民税・県民税の申告方法

- 郵送で申告をされる方は、申告書に必要事項(住所・氏名・電話番号・個人番号等)を記入し、必要書類(下の表でご確認ください。)を同封のうえご郵送ください。(送付先:〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所 市民税課)
※市販の封筒又は同封の申告書提出用封筒をご利用ください。(※お手数ですが、切手を貼ってご郵送ください。)
- 必要書類は申告書に貼らずに同封してください。
- 必要書類や受付書(申告書上部)の返送を希望される方は、その旨をメモ等に記載し、返信用封筒(切手を貼らず、返送先の住所、氏名をご記入ください。)を同封のうえ、ご郵送ください。(返信用封筒がない場合、返送できません。申告書が届いているか不安な方は、特定記録郵便などをご利用ください。)
- 申告相談会場にて申告をされる方は、申告書に必要事項(住所・氏名・電話番号・個人番号等)を記入し、必要書類(下の表でご確認ください。)をお持ちのうえ、ご都合のよい会場にお越しください。(この手引きの4面に記載してある、「申告相談会場のご案内」をご覧ください。)
- ※申告相談会場は大変混み合い、お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- スマートフォン・パソコンによる電子申告ができます。4面をご覧ください。

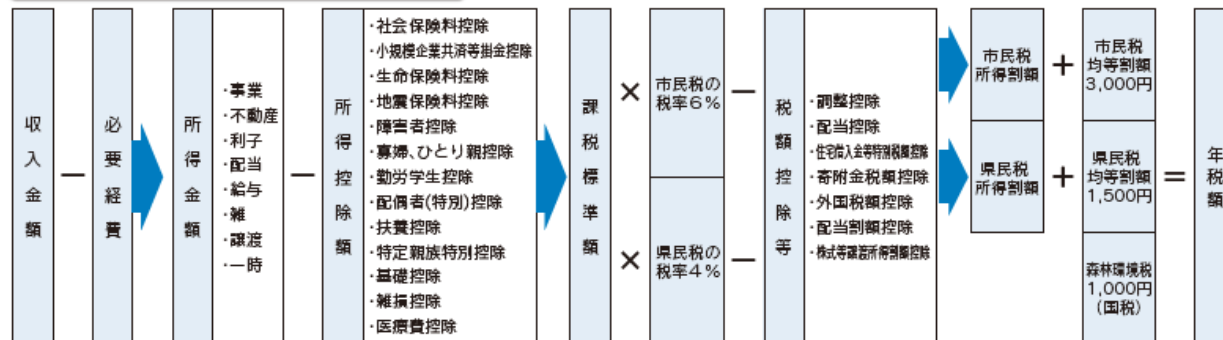
市民税・県民税の申告に必要なもの

- (1) 市民税・県民税申告書 (2) 本人確認書類(2面 右上をご覧ください。)
- (3) 必要書類(下の表でご確認ください。 ※必要書類が不足していると、申告した控除を受けられない場合があります。)

対象者	必要書類(令和7年中の収入や支払いがわかる書類) ※コピー可
給与収入、公的年金等の収入がある方	源泉徴収票、給与明細書、事業主の支払証明書など
事業収入及びその他の収入がある方	収入金額や必要経費がわかる書類(帳簿類、固定資産税納税通知書及び課税明細書など)
医療費控除を受ける方又はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方	医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書(そのほか必要な書類については同封の「明細書の記載要領」(明細書の裏面)をご覧ください。) ※令和7年1月1日～12月31日に支払ったものが対象
社会保険料控除を受ける方 ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの支払いがある方	申告者本人が口座振替や納付書によりその保険料を支払った場合には、その領収書など支払いがわかるもの ※公的年金からの天引き分は、年金の源泉徴収票に記載されているため提出の必要はありません。 ※国民年金保険料、国民年金基金の支払いがある方は、控除証明書又は領収書
小規模企業共済等掛金控除を受ける方	掛金の証明書
生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方	支払保険料の証明書(控除証明書)
寄附金税額控除を受ける方	寄附先団体等から交付された寄附金受領証明書など
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
勤労学生控除を受ける方	学生証・在学証明書など

※申告書に記入いただく申告者本人のマイナンバー(個人番号)については、なりすまし防止のため、番号確認書類(マイナンバーカード等)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の提示が必要
※障害者控除対象者認定書に関する問い合わせ先:長寿支援課(099-216-1267)

市民税・県民税の計算方法



※令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が創設され、個人市民税・県民税均等割とあわせて徴収されています。
※分離課税所得がある方は、計算方法が異なります。

申告相談会場のご案内

受付期間 2月6日(金)～3月16日(月)
※土曜日、日曜日及び休日を除く

受付時間 8:45～16:30

会場	電話番号
鹿児島市役所(本館2階講堂)	099-216-1174 099-216-1175
谷山税務課(4階大会議室)	099-269-8421

- 谷山支所を除く各支所等(臨時会場)
例年とは異なり、日時を限定した臨時会場となります。同封の「申告相談窓口のご案内」をご確認ください。谷山支所を除く各支所等での申告は、事前予約が可能です。予約なしの場合、待ち時間が長くなることがあります。
- ◆駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。
- ◆各会場では、所得税の確定申告作成は行っておりません。
- ◆作成の完了した確定申告書の受け取りは、各会場で行いますが、確定申告書の作成は、税務署が設置する相談会場等をご利用ください。谷山支所を除く各支所等では、臨時会場開設日のみ受け取りを行います。

スマートフォン・パソコンによる市民税・県民税申告の電子申告が始まりました！

- 電子証明書が搭載されたマイナンバーカード及び2種類のパスワード(券面事項入力補助用(数字4桁)と署名用電子証明書用(英数字6桁以上))が必要です。
- 申告内容の確認のため、源泉徴収票など所得金額のわかるものと各種控除額がわかるもの(保険料控除証明書など)をご準備ください。※収入が無かった方は不要



詳しくは鹿児島市HPをご覧ください

税務署への所得税(確定)申告が必要な方

所得税申告についてのお問い合わせ先は
鹿児島税務署(TEL 099-255-8111)

- 申告相談会場は市町村自治会館4階(鴨池新町7番4号)です。
申告相談会場の入場整理券は、LINEによるオンライン事前発行又は当日配付(※)となります。
※当日の相談枠には限りがありますので、配付終了後は後日の来場をお願いすることとなります。
令和7年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、下記に該当する方は原則として税務署への確定申告が必要です。
- (1) 商売や事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、所得金額の合計額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
 - (2) 給与収入が2,000万円を超える方
 - (3) 給与所得のほかに、家賃、原稿料などの所得金額の合計額が20万円を超える方
 - (4) 2か所以上から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与収入と、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - (5) 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - (6) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方
- 医療費控除や寄附金控除を受けることができる場合や、年末調整をしていない場合などで、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

書かない 確定申告

マイナンバーカードで 自宅から e-Tax

スマホでもできちゃう！

作成コーナー

マイナンバー連携の詳細はこちら

すでに 約4人中3人が e-Taxで申告しています!!

